

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は、「社会に人に信頼されるものづくり企業であり続ける」ことを企業理念としております。この企業理念のもと、広範囲な分野で培った複合技術とグローバルな事業活動での経験を総合的に調和させた製品・サービスを提供する『ものづくり企業』として、社会や人々からの期待に応え信頼を高めることを経営方針としております。この経営方針に基づき、「お客様により高い満足を提供します」、「安全で働き甲斐のある職場を実現します」、「社会の発展に寄与します」、「企業永続のために利益を追求します」の4項目を経営姿勢として掲げ、全てのステークホルダーの皆様へ企業として存続する価値を評価いただけるように努めております。

このように当社は、企業の社会性を認識しながら企業価値のより一層の向上を目指しております。このため、経営環境の変化に迅速に対応できる意思決定体制、透明性が高く、且つ、株主重視の公正な経営システムを構築、維持することを極めて重要な施策として位置付けております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満
-----------	------------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	41,345,000	4.98
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	35,054,000	4.22
三井物産株式会社(常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社)	25,500,000	3.07
株式会社百十四銀行	25,460,400	3.06
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(三井住友信託銀行退職給付信託口)	23,316,000	2.81
三井生命保険株式会社(常任代理人 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)	16,002,000	1.93
株式会社三井住友銀行	13,647,428	1.64
三井住友海上火災保険株式会社	13,035,000	1.57
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	11,149,000	1.34
今治造船株式会社	10,525,000	1.27

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

なし

補足説明 更新

1. 大株主の状況は平成27年3月31日現在の状況です。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	輸送用機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満

直前事業年度末における連結子会社数

50社以上100社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

当社の子会社である三井海洋開発株式会社は東京証券取引所第1部に上場しています。同様に、昭和飛行機工業株式会社は東京証券取引所第2部に上場しています。

当社は、これら2社が上場会社としてそれぞれ独立した事業運営を営みつつ、グループとしてシナジー効果を上げることを推進しています。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	20 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数 更新	11 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
久 徹	他の会社の出身者								△			
田中稔一	他の会社の出身者								○			

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
徳久 徹	○	徳久氏は株式会社国際協力銀行の出身者である。当社連結子会社である三井海洋開発株式会社が約30%を出資している関連会社が、同行から浮体式石油生産貯蔵積出設備の建造資金を借入れており、当社は、三井海洋開発株式会社の出資比率に応じた金額(平成27年3月31日現在約405百万米ドル)に対して三井海洋開発株式会社とともに連帯保証を行っている。	【社外取締役選任理由】 長年、政府系金融機関の職員として、また、海外鉱山への投融資事業会社の経営者として培われた国際金融、海外投資における豊富な知識と実績を、当社の海外事業展開における事業性の評価やリスク管理の分野などに活かしていただくため。 【独立役員指定理由】 徳久氏は、上場管理等に関するガイドラインⅢ5.(3)の2に規定する独立性基準に抵触していないことから、一般株主と利益相反の生じるおそれがない者と判断し、独立役員に指定した。

田中稔一	○	田中氏は、現在三井化学株式会社の相談役であり、過去において業務執行者であった。当社と同社との間には、プラント関連の部品及び材料等の販売並びに仕入に関する取引関係が存在しているが、直近の事業年度において同社との取引額が当社の売上高及び売上原価に占める割合はそれぞれ0.1%未満である。また、田中氏は、現在一般社団法人日本知的財産協会の業務執行者(会長)を務めている。当社と同協会との間には、会費及び研修会の参加費の支払いに関する取引関係が存在しているが、直近の事業年度においてその金額は僅少である。	【社外取締役選任理由】 長年、大手総合化学会社の経営者として培われた国内外における事業活動や企業経営全般にわたる豊富な知識と実績を活かし、当社の経営全般について大所高所より助言いただくため。 【独立役員指定理由】 田中氏は、上場管理等に関するガイドラインⅢ5.(3)の2に規定する独立性基準に抵触していないことから、一般株主と利益相反の生じるおそれがない者と判断し、独立役員に指定した。
------	---	--	---

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役員の数	5名
監査役の数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

監査役は会計監査人の監査計画に対して意見を表明し、重要なリスクについて認識を共有するとともに会計監査人と定期的に会合を持ち、報告を受け意見交換を行っております。当社は、内部監査部門として、当社及び子会社からなる企業集団全体を監査対象とする社長直属組織の「監査部」を設置し、常務取締役1名が「監査部門担当」業務を管掌し、監督しております。監査部は監査役に対して、隔月で年次業務監査等の内部監査結果など監査業務の執行状況を説明するとともに、適宜社内外の諸情報について意見交換を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
今井和也	他の会社の出身者										△			
矢作光明	他の会社の出身者							△						

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m その他

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
今井和也	○	今井氏は三井物産株式会社の出身者である。当社と当社との間には船舶、機械等の販売及び素材、機器類の仕入に関する取引関係が存在しているが、直近の事業年度において当社との取引額が当社取引額全体に占める割合は少ない。	【社外監査役選任理由】 主に総合商社の経営者としての経験に基づく事業活動及び経営全般に関する豊富な見識を活かし、客観的な見地から適切な監査を期待しているため。 【独立役員指定理由】 今井氏は、上場管理等に関するガイドラインⅢ5.(3)の2に規定する独立性基準の要件に抵触せず、また、平成20年に当社監査役に就任した後は、主に総合商社の経営者として培った事業活動及び経営全般に関する豊富な見識に基づき、客観的な見地から適切な監査や取締役会及び監査役会における意見陳述を行っていることから、一般株主と利益相反の生じるおそれがない者と判断し、独立役員に指定した。
矢作光明	○	矢作氏が当社の監査役に就任する以前に取締役であった株式会社三井住友銀行に対して、当社は平成27年3月31日現在158億83百万円の借り入れがあるが、同行への借入依存度及び同行による当社株式保有比率は他社と比して突出していない。	【社外監査役選任理由】 長年、金融機関の経営者としての経験に基づく経済動向及び経営全般に関する豊富な見識を活かし、客観的な見地から適切な監査を期待しているため。 【独立役員指定理由】 矢作氏は、上場管理等に関するガイドラインⅢ5.(3)の2に規定する独立性基準に抵触せず、また、平成20年6月に当社の社外監査役に就任する以前の平成15年6月から平成19年4月に至る過去においては当社の主要な取引先である株式会社三井住友銀行の業務執行者であったが、現在は同行とは何らの関係はないことから、一般株主と利益相反の生じるおそれがない者と判断し、独立役員に指定した。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新

4 名

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

業績連動型報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明 更新

1. 取締役の報酬は、取締役の貢献度等を勘案した報酬体系としております。その内容は基本報酬、株式報酬型ストックオプション及び業績連動報酬から構成されています。
2. 企業価値向上への貢献意欲をより一層高めるため、平成25年度より、当社の取締役(社外取締役を除く)及び理事に対し、株式1株当たりの行使価額を1円とするストックオプションを新株予約権として付与しております。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、その他

該当項目に関する補足説明

企業価値向上への貢献度をより一層高めるため、社外取締役を除く取締役及び理事に付与しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

更新

取締役及び監査役に支払った報酬等の額は、取締役17名(平成26年6月26日開催の第111回定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役2名を含む)に対して342百万円、監査役4名に対して72百万円、合計414百万円であります。なお、上記には、使用人兼務取締役の使用人分給とは含まれておりません。
上記報酬等の総額には、ストックオプション報酬として割り当てた新株予約権に係る平成26年度における費用計上額として49百万円を含んでおります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

更新

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

1. 取締役の報酬額は平成22年6月の第107回定時株主総会において、取締役の報酬限度額は年額630百万円以内(使用人分給とは含まない)、監査役の報酬限度額は年額90百万円以内と決議いただいております。
2. 取締役の報酬は、株主総会で承認いただいた報酬限度額の範囲内で、役位別に定める額を基準として、会社及び担当部門の業績等を反映して決定する体系としており、取締役会の委任を受けて社長が決定しております。
3. 監査役の報酬は、株主総会で承認いただいた報酬限度額の範囲内で、監査役会にて決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

秘書室に社外取締役及び社外監査役を補佐する担当者を配置し、社外役員の業務をサポートしております。
業務の執行状況について、社外取締役へは法務室及び経営企画部が適宜報告することとしております。また、社外監査役へは定期的に報告会を開催して報告しております。
なお、監査役の業務を補佐する部署として「監査役室」を設け、常勤の使用人を置いております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

更新

(1) 現状の体制の概要

当社は、監査役会設置会社の形態によるコーポレート・ガバナンスを採用し、コーポレート・ガバナンスの具体的内容を「取締役が、取締役会の構成員として、会社の業務を執行する経営者、幹部職員等による業務執行を監督し、また、監査役が独立の機関として取締役及び幹部職員の業務執行を監査することにより、適正かつ透明性の高い経営を行わしめることを担保するための仕組み」としています。加えて、このような認識に基づく経営を実践するうえで、取締役の説明責任を明確にするために取締役の任期を1年とし、取締役に対する信任を株主各位が確認する機会を増すことに努めております。

子会社から成る企業集団についても、傘下の国内子会社は監査役制度を採用しており、うち大会社については常勤監査役を設置しております。当社の監査役と子会社の監査役は定期的に情報交換を行い、監査の実効性を高めております。

(2) 業務執行

当社では、取締役会により決定された基本方針に基づく業務執行のために経営会議体として、取締役会の他に「経営戦略会議」と「経営会議」を設けており、経営戦略会議は常勤取締役(取締役会長を除く)によって構成され、経営会議は経営戦略会議メンバー及び各部門責任者で構成しております。経営戦略会議では全社戦略について、経営会議では個別の業務執行について審議することとしており、激動する経営環境に対応して迅速かつ機動的な意思決定に努めております。

また、取締役会の重要な意思決定・監督機能の強化及び業務執行の効率化を図るために執行役員制度を導入しており、取締役会にて選任された執行役員へ業務執行に関する権限を委譲し、最高経営責任者(CEO)の統括の下、執行役員は担当業務を遂行します。

(3) 監査役監査

監査役は、取締役会、経営戦略会議及び経営会議に出席し必要に応じ意見を述べるとともに、取締役が監査役会に報告すべき事項を定めた規程による適時、適切な情報収集に加え、代表取締役社長、取締役及び社外取締役との定期的な会合、社内各部門及び子会社からなる企業集団に対する業務執行状況の監査等を通じて、取締役の職務執行並びに執行役員の業務執行を監視・監督しております。

(4) 内部監査

当社は、内部監査部門として、当社及び子会社から成る企業集団全体を監査対象とする社長直属組織の「監査部」を設置し、常務取締役1名が「監査部門担当」業務を管掌し、監督しております。監査部はリスク審査機能と内部監査機能を併せ持ち、公認内部監査人2名、公認情報システム監査人2名、内部監査士7名など監査専門資格保持者を含む専任12名を擁し、経営会議の承認を受けた年間業務計画に基づき、業務監査を実施します。監査結果は経営会議に報告されるとともに、監査指摘事項は業務執行命令により是正されます。その後フォローアップ監査を行い、是正の完了を確認しております。

(5) 会計監査

平成26年度において、当社の会計監査業務を執行した公認会計士は「有限責任 あずさ監査法人」に所属しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

更新

当社は、監査役による監査機能の実効性を高めるとともに、経験豊富な社外取締役が経営者の視点で取締役の職務執行を監視する統治体制が「ものづくり企業」である当社の業態に適していると判断し、現在のコーポレート・ガバナンス体制を採用しています。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会日3週間前に招集通知(事業報告を含む)を発送しており、第112回定時株主総会の招集通知は平成27年6月5日に発送しております。
電磁的方法による議決権の行使	インターネット上の議決権行使ウェブサイトにて行使することができます。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境 境向上に向けた取組み	機関投資家の株主は議決権電子行使プラットフォームをご利用いただけます。
招集通知(要約)の英文での提供	招集通知は全文英訳しています。
その他	ホームページに招集通知(和文、英文)を掲載しております。

2. IRIに関する活動状況

	補足説明	代表者自身 による説明 の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年度決算説明会、第2四半期決算説明会を開催しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	北米、欧州、アジアを中心に海外機関投資家を訪問し、直近の決算や経営計画等を説明しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	IRに関するURL http://www.mes.co.jp/investor/ 掲載している投資家向け情報: 中期経営計画、定款、コーポレートガバナンス報告書、決算短信、有価証券報告書、株主向け報告書、アニュアルレポート(英文)、株主総会報告、株主総会招集通知など	
IRに関する部署(担当者)の設置	担当部署: IR室 担当役員: 取締役 中村潔	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	企業理念、経営姿勢、行動規準としてステークホルダーの尊重の理念を明記しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境安全管理室を設け、法令を遵守し、ISO14001に基づいて、環境管理を行っております。また、毎年CSR(環境・社会)報告書を発行しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	役員を委員長とするホームページ委員会を設け、各年度の重点活動方針を定め、活動を実施しております。 適法かつ適時・適切な会社情報のデスクロージャーを目的に、「会社情報の情報開示に関する規程」を定め会社情報の情報開示を行っております。
その他	【女性の活躍促進を含む社内の多様性の確保に向けた取り組み】 性別に関わらず、従業員全員がライフイベントの状況に応じてそれぞれの能力を発揮できるよう、雇用環境の整備に取り組んでいます。同時に、女性の活躍促進に向けて、女性従業員の採用継続、早期育成、キャリア形成支援にも取り組んでいます。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、取締役会において内部統制システム構築の基本方針を以下のとおり決議し、業務の適正を確保するための体制を整備いたします。

- (1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - イ. 会社の業務執行が全体として適正かつ健全に行われることを確保するため、取締役会はコーポレート・ガバナンスを一層強化し、当社及び子会社から成る企業集団としての有効なリスク管理体制、実効性のある内部統制システム及びコンプライアンス体制をより強固にする。
 - ロ. 取締役会の監督機能を強化するため、独立した立場である社外取締役を選任する。
 - ハ. 取締役会の重要な意思決定・監督機能の強化及び業務執行の効率化を図るために執行役員制度を導入する。
 - 二. 財務報告に重要な影響を及ぼす可能性のある情報の信頼性の確保を図る。
 - ホ. 監査役並びに監査役会が行うリスク管理体制、内部システム及びコンプライアンス体制の有効性等に関する監査報告に基づき、問題の早期発見とその是正を図る。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - イ. 各経営会議体の運営に関する社内規程に基づき、各経営会議体の事務局は経営の意思決定及び業務執行に係る記録(電磁的記録を含む)を作成し、これを適切に保存、管理する。
 - ロ. 取締役及び監査役は、これらをいつでも閲覧することができる。
 - (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - イ. 経営諸活動全般に係るすべてのリスクを網羅的に把握、評価し、優先すべき重要なリスクについて適正な対応がなされているか、経営レベルで継続的に確認、管理するトータルリスクマネジメントを推進する。
 - ロ. 事業継続や安全・人命確保に重大な影響を与える事態、企業の存続に重大な脅威となる緊急事態など、不測の事態が発生した場合には、代表取締役を委員長とする「特別危機管理委員会」において迅速に対応を検討し、損失の拡大を最小限に止める。
 - ハ. 経営に対する影響が大きい事業運営上のリスク管理については、「全社リスク管理・決裁基準」に基づき、各事業本部ごとに「本部内リスク管理検討会議」を設置し、自主リスクチェックを行う。
 - 二. 業務執行部門のリスク管理状況については、社長直属で独立性及び客観性を持つ監査部の内部監査により有効性の検証、不備は正告などを行う。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - イ. 定例取締役会並びに必要に応じて随時開催する臨時取締役会のほか、取締役会が職務の執行を適正かつ効率的に行うための基礎となる経営判断を迅速に行うため、経営戦略会議及び経営会議等の経営会議体を組織し、それぞれの運営規程に定める機能に応じ経営の重要事項を審議し、意思決定を行う。
 - ロ. 取締役会で決定された業務分担により、取締役は責任と権限をもって担当部門において効率的に職務執行を行い、その執行状況について3か月に1回以上、取締役会にて報告を行う。
 - ハ. 取締役会で選任された執行役員へ業務執行に関する権限を委譲することにより、取締役の職務執行の効率化を図る。
 - 二. 取締役会は、目標の明確な付与、採算確保の徹底を通じて市場競争力の強化を図るために全社及び各事業本部の目標値を年度予算として策定させる。その執行状況について3か月に1回、取締役あるいは執行役員が経営会議構成メンバー他関係者に報告を行うとともに取締役会構成メンバーに報告を行う。
- (5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - イ. コンプライアンス体制については、「コンプライアンス運営規程」に基づき、当社取締役の中より選任されたチーフコンプライアンスオフィサー(以下、CCO)を委員長とし、本社、事業所及び子会社のコンプライアンスオフィサーによって構成される「コンプライアンス委員会」を設置し、監視、啓発活動を推進する。
 - ロ. 独占禁止法の遵守については、特に監視活動を強化するため「コンプライアンス委員会」の下部機能としてCCOを委員長、各管理部門及び各事業本部営業担当の幹部従業員を構成メンバーとする「独占禁止法遵守監視委員会」を設置し、監視を徹底する。
 - ハ. 企業行動規程の遵守については、当社及び子会社の役職員に対する教育、啓発活動を推進し、周知徹底する。
 - 二. 法令違反その他コンプライアンスに関する問題の早期発見のため、コンプライアンス事務局長及び社外弁護士が当社及び当社子会社並びにその取引先の全役職員等から相談や通報を直接受ける「ヘルプライン」(内部通報制度)を設け、公益通報者保護法に準拠した「不正通報、相談制度の運用に関する規程」に基づき、その実効性を確保する。
 - ホ. コンプライアンス体制については、監査部の内部監査により有効性を検証し、不備があれば是正する。
 - ヘ. 財務報告に重要な影響を及ぼす可能性のある情報の信頼性を確保することに努め、財務情報他会社情報の情報開示については、会社情報の情報開示に関する社内規程に基づき適時・適正な開示を行う。
- (6) 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - イ. 企業集団における「企業理念」、「経営姿勢」及び「行動規程」を定め、これを基礎として各社において必要な体制を整える。
 - ロ. 経営管理については、子会社各社へ取締役及び監査役を派遣し監督を行うことに加え、「グループ経営管理規程」に基づく当社への報告制度を通じて管理、監督を行う。
 - ハ. 企業集団における財務報告に係る内部統制については、自己評価によるセルフチェックに加えて、監査部の内部監査による独立的評価により有効性を検証し、不備があれば是正する。
 - 二. コンプライアンスについては、「コンプライアンス運営規程」を子会社の役職員にも適用し、各子会社においては社長がコンプライアンスオフィサーとして当社の「コンプライアンス委員会」の指導のもとに、各社の実情に応じたコンプライアンス体制を整備する。
 - ホ. 子会社の役職員も「ヘルプライン」の利用対象者に含める。
- (7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
 - イ. 監査役の職務を補助する組織として業務執行部門から独立した「監査役室」を設置し、常勤の使用人を置く。
 - ロ. 監査役室に所属する使用人は監査役の指示により監査役の職務の執行を補助する。
 - (8) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の前号の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - イ. 監査役室に所属する常勤の使用人は、取締役の指揮・監督を受けない。
 - ロ. 監査役室に所属する常勤の使用人の人事に関しては、監査役と協議し決定する。

(9) 監査役への報告に関する体制

イ. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制

- a) 経営会議体規程に基づき監査役は経営戦略会議及び経営会議に出席し、事務局は監査役に議事録を提出する。
- b) 取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実を発見したときは直ちに監査役に報告する。
- c) 取締役及び使用人が監査役に報告すべき事項については、報告事項及び報告要領を監査役会と協議のうえ定め、適時・適切に監査役会に報告する。
- d) 監査役は必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。

ロ. 子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制

- a) 子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実を発見したときは直ちに監査役に報告する。
- b) 子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告すべき事項については、報告事項及び報告要領を監査役会と協議のうえ定め、適時・適切に監査役会に報告する。
- c) 監査役は必要に応じて、子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者に対して報告を求めることができる。

(10) 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

イ. 公益通報者保護法に準拠した「不正通報、相談制度の運用に関する規程」に基づき、その実効性を図る。

(11) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

イ. 監査役会が要求した場合は、監査役の職務執行に支障の無い様、適切かつ迅速に費用または債務の処理を行う。

(12) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- イ. 代表取締役は、監査役と可能な限り会合を待ち、業務報告とは別に会社経営に関する意見交換ほか、意思疎通を図る。
- ロ. 取締役は、監査役が会計監査人、内部監査部門及び子会社監査役との連携を通して、実効的な監査が行えるよう協力する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは健全な社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは断固として関係を排除する方針を企業行動規程に明記し、当社グループの全役職員に周知徹底しています。また、反社会的勢力との接触を未然に回避するとともに、それら勢力からの要求に屈することなく、法的手段により解決します。

当社グループにおける反社会的勢力排除に向けた取り組みとしては、当社の各総務部門及び子会社の総務部門を一次対応部署とし、事案により本社総務部門と連携し、グループ一体となり解決を図ります。また、弁護士や警察等外部専門機関とも連携し適切な対応を取ることとしています。啓発活動として企業行動規程に関する事例集に反社会的勢力排除に関する対応等を記載し、当社グループ内への周知徹底に努めます。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

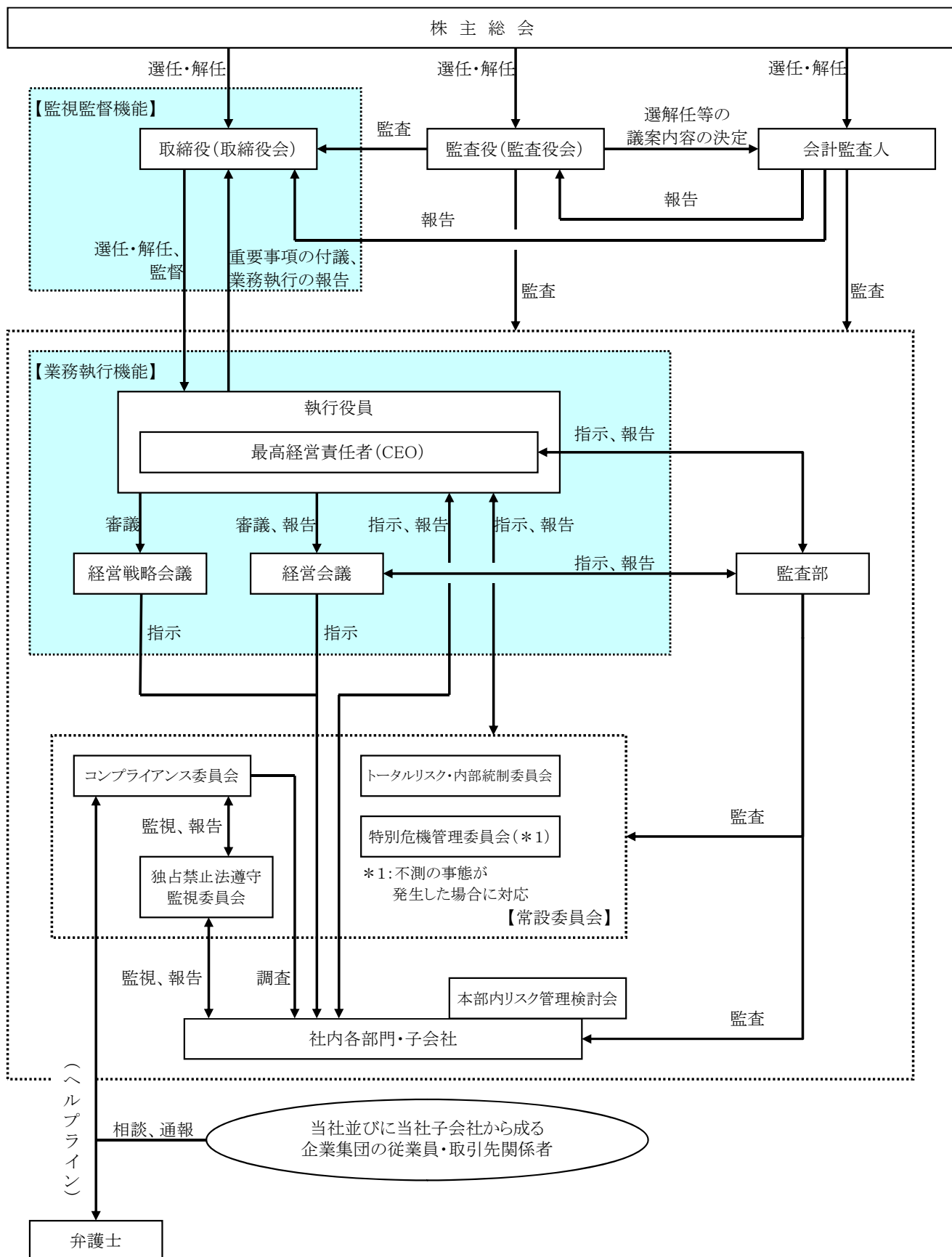
該当項目に関する補足説明

企業価値を高め、時価総額を拡大することが敵対的買収に対する防衛策と考え、企業価値を高める経営に努めております。そのため、特記すべき買収防衛策は導入しておりません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

昨今の内部統制強化の動向や財務報告に係る内部統制報告制度に対応するため、全社的な「内部統制推進体制」を構築しており、「トータルリスク・内部統制委員会」を設置し、経営企画部門担当役員が責任者として推進しております。

コーポレートガバナンスと内部統制の仕組み



適時開示体制概要書

会社名 三井造船株式会社
(コード番号 7003 東証第1部)

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、下記のとおりです。

記

1. 適時開示に係る基本姿勢について

当社及び子会社(以下、当社グループという)では、投資者に対して適時適切な会社情報の開示を行うことを基本姿勢とし、取締役会及び経営会議などの経営会議体で決定した事項(決定事実、決算情報)や当社グループ各部門の開示情報取扱責任者が把握した事項(発生事実)のうち、証券取引法及び証券取引所の定める適時開示規則により開示が要請される重要情報(適時開示情報)について、適時適切な開示に努めております。

2. 適時開示に係る社内体制について

社内規程(「会社情報の適時開示に関する規程」)に基づき、当社グループ各部門に開示情報取扱責任者を任命するとともに、当社グループ全体の適時開示に関する担当部署を経営企画部と定め、開示プロセス全般に渡る体制を整え以下のとおり対応しております。(概略図添付)

- ・ 開示情報取扱責任者は、決定事実及び決算情報については経営会議体での決定後、発生事実については発生後速やかに適時開示担当部署(経営企画部)を通じて適時開示を行っております。
- ・ 開示情報取扱責任者は、所管子会社を含む当該部門に係る情報をチェックリストを用いるなどして定常的に、網羅的に情報収集するとともに、適時開示に関する内部統制を行っております。
- ・ 情報の重要性の判断、適時開示情報か否かの検討、適時開示情報の適正性の確認については、開示情報取扱責任者からの照会、報告に基づき、適時開示担当部署(経営企画部)が人事総務部、財務経理部など関係専門部署の支援の下に、検討を行っております。また、適時開示担当部署(経営企画部)においては、当社の直近の決算数値データに基づき算出した開示基準表(当社、国内及び海外子会社用)をグループイントラネットにも掲示するなど、適時開示規則の周知・徹底に日頃より努めております。

3. 社内体制の適正性の確保について

担当取締役を中心とした取締役会による監督、監査役による「監査役監査基準」に基づく監査のほか、監査部による業務監査の実施により、適正性の確保に努めております。

以上

【会社情報の適時開示に係わる社内体制概略図】

